

「ユーリカ民法」第4巻 目次

「ユーリカ民法」シリーズの刊行にあたって

はしがき

凡 例

本書の利用の仕方

◆第1部 契約各論

序 論 契 約 3

典型契約論 3

- ▶1 典型契約の意義 3
- ▶2 典型契約の種類 4

第1章 財産権移転型契約 6

1 売 買 6

- ▶1 売買の意義 6
- ▶2 売買の成立 8
- ▶3 売買の費用 14
- ▶4 売買の効力 14
- ▶5 割賦販売 43
- ▶6 特殊な売買 46
- ▶7 買戻し 49

2 贈 与 53

- ▶1 贈与の意義 53
- ▶2 贈与の成立 54
- ▶3 贈与の効力 55
- ▶4 贈与の解消 57

▶5 特殊の贈与 60

3 交 換 64

第 2 章 貸借型契約 66

1 消費貸借 66

▶1 消費貸借の成立 67

▶2 消費貸借の効力 69

▶3 消費貸借の終了 70

2 貸貸借 71

▶1 貸貸借の成立——成立要件 72

▶2 不動産貸借権強化の必要性 72

▶3 貸貸借の成立時にかかる諸問題 80

▶4 貸貸借の存続期間 87

▶5 貸貸借の効力 96

▶6 貸借権の譲渡、目的物の転貸 109

▶7 貸借人と第三者との関係 113

▶8 貸貸借の終了原因と効果 117

▶9 貸借権と相続 118

3 使用貸借 120

▶1 使用貸借の特徴 121

▶2 使用貸借の成立 121

▶3 使用貸借の効力 121

▶4 使用貸借の終了 123

第 3 章 役務提供型契約 126

1 雇 用 128

▶1 雇用の意義 128

▶2 雇用の成立 130

▶3 雇用の効力 130

▶4 雇用の終了 134

2 請 負 136

- ▶1 請負の意義 137
- ▶2 請負の成立 138
- ▶3 請負の効力 139
- ▶4 仕事の滅失・損傷 146
- ▶5 請負と目的物の所有権の帰属 147
- ▶6 請負の終了 149

3 委 任 150

- ▶1 委任の意義 150
- ▶2 委任の成立 151
- ▶3 委任の効力 151
- ▶4 委任の終了 159

4 寄 託 161

- ▶1 寄託の意義 162
- ▶2 寄託の成立 162
- ▶3 寄託の効力 163
- ▶4 寄託の終了 167
- ▶5 特殊な寄託 168

第 4 章 その他の契約 171

1 組 合 171

- ▶1 組合の意義と成立 172
- ▶2 組合の財産関係 173
- ▶3 組合の業務の決定および執行・組合代理 175
- ▶4 組合員の加入、交替と脱退 176
- ▶5 組合の解散 178

2 終身定期金——終身定期金の概要 179

3 和 解 181

- ▶1 和解の成立と意義 181
- ▶2 和解の効力 182
- ▶3 和解と錯誤 182

- ▶4 和解と示談 183
- ▶5 示談と後遺症 183

第5章 第三者のためにする契約 185

- 1 第三者のためにする契約とは 185
- 2 第三者のためにする契約の要件 186
 - ▶1 第三者のためにする契約の成立要件 186
 - ▶2 第三者が権利を取得するための要件 186
- 3 第三者のためにする契約の効力 188
 - ▶1 第三者の権利 188
 - ▶2 諾約者の権利 188
 - ▶3 要約者の権利 188

◆第2部 法定債権

第6章 事務管理 193

- 1 事務管理の意義と目的とは 194
- 2 事務管理の法的性質と当事者の能力 194
- 3 事務管理の成立要件 195
 - ▶1 Bが他人Aの事務の管理を始めたこと 195
 - ▶2 Bに他人Aのためにする意思があること 196
 - ▶3 BにAに対する法律上の義務がないこと 196
 - ▶4 Bの行為が本人Aの意思および利益に合致すること 197
- 4 緊急事務管理の特質 198
- 5 事務管理の効果 198
 - ▶1 事務管理者Bの義務 199
 - ▶2 本人Aの義務 199
- 6 事務管理制度の有用性と将来 199

7 準事務管理とは	200
▶1 肯定説（判例・通説）	200
▶2 否定説（不法行為説など）	201

第7章 不当利得

1 不当利得とは	202
2 不当利得論の沿革と問題点	203
3 不当利得の機能——統一論と類型論	203
▶1 給付不当利得の場合	203
▶2 侵害不当利得の場合	204
▶3 支出不当利得概念	204
4 不当利得の法的性質	204
5 給付不当利得の成立要件	205
▶1 法律上の原因のない他人の財貨または労務による受益	205
▶2 他人の損失	206
▶3 受益と損失の間の因果関係	206
6 給付不当利得の効果	206
▶1 利得返還義務	206
▶2 利得返還義務の内容	206
▶3 利得返還義務の範囲	207
7 侵害不当利得（他人の財貨からの不当利得）とは	207
▶1 侵害不当利得の意義と成立	207
▶2 侵害不当利得の発生の態様	208
▶3 侵害不当利得の効果	209
▶4 三者間不当利得と呼ばれる問題	209
▶5 転用物訴権の問題	211
8 特殊な不当利得（705～708条）	213
▶1 概説	213
▶2 狭義の非債弁済（705条）	213
▶3 期限前の弁済（706条）	214

- ▶4 他人の債務の弁済（707条） 214
- ▶5 不法原因給付（708条） 216
- ▶6 708条と民法の他の条文との関係 217
- ▶7 708条と新・旧利息制限法等との関係 218
- ▶8 騙取判決の不当執行や無効・取消し等と不当利得の成否 219
- ▶9 不法原因給付の効果 220

第8章 不法行為 221

1 不法行為の成立要件 221

- ▶1 不法行為とは——不法行為制度の目的 221
- ▶2 不法行為の成立要件 222
- ▶3 故意または過失 223
- ▶4 権利または法律上保護される利益 231
- ▶5 「不法行為の構成」——過失・違法性一元説と二元説 233
- ▶6 被侵害権利・利益の種類 234
- ▶7 損害 247
- ▶8 因果関係 249
- ▶9 共同不法行為 252
- ▶10 不法行為の成立を阻却する事由 254

2 不法行為の効果 257

- ▶1 損害賠償請求権者 258
- ▶2 損害賠償の方法 260
- ▶3 賠償すべき損害の範囲——賠償範囲の画定としての因果関係 261
- ▶4 損害 263
- ▶5 損害賠償額の調整 269
- ▶6 差止め 272
- ▶7 損害賠償請求権の消滅時効 274
- ▶8 不法行為に基づく債権の性質 276
- ▶9 不法行為と契約責任 277

3 特殊不法行為 279

- ▶1 民法典に定められた特殊不法行為 279
- ▶2 監督者責任 279
- ▶3 使用者責任 281

- ▶4 注文者の責任 284
- ▶5 工作物責任 284
- ▶6 動物占有者責任 288
- ▶7 さまざまな不法行為とそれらに対する法的対応 288

参考文献ガイド

判例索引

事項索引